

相続は家だけではありません

大切な山や畑も未来につないでください…

2月には「相続登記は お済みですか月間」です。

長野県司法書士会 司法書士総合相談センター
〒380-0872 長野市妻科 399 番地
電話026-232-7492

「相続登記はお済みですか月間」開催のお知らせ

相続登記手続きには相続税の申告期限のような定めがなく、数十年前に亡くなった先代の名義のままとなっている土地や建物は数多く存在します。でも、亡くなった方の名義のままでは、その不動産を担保に入れることも第三者に譲渡することもできません。また、相続登記手続きを長期間行わなかったために、相続人の関係が複雑になり、手続に多くの時間や余分な費用がかかったり、最悪の場合は登記手続き自体が困難になる場合もあります。

長野県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」として、県内の司法書士が相続登記に関する相談を無料で応じています。是非ご利用ください。

～無料相談実施期間～

実施期間	平成29年2月1日(水)～28日(火) 土日祝日を除く毎日
申込時間	午前9時～午後4時まで
場 所	県内各司法書士事務所
申込方法	各司法書士事務所にお電話でお申込みください。 お近くの司法書士事務所がお分かりにならない方は、 長野県司法書士会 026-232-7492 までお問い合わせください。